

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	西出 (川合町西出)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月22日 (第3回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では、地区内の農事組合法人と認定農業者で農地の大層を管理していますが、農事組合法人の構成員が高齢化となっており、今後の後継者不足と育成が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・主要産物である米価の低迷、肥料・農薬・燃料価格の高騰等、経営状況は厳しい環境であるが、米の増収及び1等比率向上・品質向上に取組み健全経営を目指します。主要産物については、水稻の作期分散や品種ごとの団地化に取組み作業効率を高めます。また、農地耕作条件改善事業により暗渠排水を整備したことから、麦の増収と品質向上を目指す。

・後継者不足の解消のため認定農業者の受入れや、近隣集落との連携を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を通じ、農用地の集団化（集約化）に向けて現状の耕作者及び近隣集落との話し合いを進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地中間管理機構に貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農地耕作条件改善事業の活用により、可能な限り暗渠排水対策工事が完了している。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
近隣集落との連携、地域外からの多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として位置づけます。また、JA 滋賀蒲生町管内で組織する「集落営農法人連絡協議会」との連携を密にし、多様な課題に取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化や適期作業を考慮するなかで、共同防除やJAカントリー施設等に作業委託している。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ⑥緑肥作物（ヘアリーベッチ）栽培後に水稻の作付けをおこなっている。
- ⑨育苗ハウス後の有効利用として、育苗後にレタス栽培に取り組んでいる。